



## 受給者証等の更新時期です

下表に示す受給者証などの更新時期です。病院など医療機関の窓口では、8月から新しい受給者証等を提示してください（受給者証、認定証は被保険者証と一緒にご使用ください）。

お手元にお持ちの受給者証などは有効期限終了後（7月末日まで）破棄してください。今回更新となる受給者証、認定証以外に、申請によって適用対象となる認定証もあります。ご希望の方は役場国保担当窓口まで申請ください。

### 8月に更新となった各種受給者証等

後期高齢者医療 保険加入者	①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（※1）	
	対象	世帯全員が住民税非課税の方
	内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ（限度額の適用） ・入院時の食事負担額の軽減
	交付	該当者に郵送します。
国民健康保険加入者 (70歳以上)	②国民健康保険高齢受給者証（※1）（※2）	
	対象	国保加入者全員
	交付	該当者に郵送します。
	③国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（※1）	
	対象	国保加入者全員が住民税非課税の世帯
	内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ（限度額の適用） ・入院時の食事負担額の軽減
交付	該当者に郵送します。受理後印鑑を持参のうえ役場で申請手続きをしてください。	

※1：有効期限は25年7月31日まで（②③であって25年7月31日以前に75歳になる方は誕生日の前日まで）

※2：②の受給者証の負担割合について「2割（25年3月31日までは1割）」と記載されている方は25年4月1日以降2割に変更

### 申請によって適用対象となる認定証

国民健康保険加入者 (70歳未満)	①国民健康保険限度額適用認定証	
	対象	住民税の課税世帯
	内容	医療機関での窓口負担額の引き下げ（限度額の適用）
	交付	申請によって交付、対象となる方は要手続き
	②国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	
	対象	国保加入者全員が住民税非課税の世帯
	内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ（限度額の適用） ・入院時の食事負担額の軽減
	交付	申請によって交付、対象となる方は要手続き
	③国民健康保険標準負担額減額認定証	
	対象	国保加入者全員が住民税非課税の世帯
	内容	入院時の食事負担額の軽減
	交付	申請によって交付、対象となる方は要手続き

お問い合わせ 大雪地区広域連合国民健康保険対策室 ☎82-3697（内線562、563）  
定住促進課住民室 ☎82-2111（内線111）